

平成 28 年 12 月 1 日

贈与税の非課税措置にかかわる住宅性能証明書等の発行に必要な書類

【 既存住宅の取得 】

※ 原則、新築時の建設住宅性能評価書(関西住宅品質保証(株)交付)が確認できる住宅、もしくは(独)住宅金融支援機構のフラット 35S を取得している住宅のみが対象になります。

■免震建築物の場合（平成 19 年 4 月 1 日以前に設計性能評価を申請した免震建築物）

・以下、正・副の 2 部ファイルに綴じて提出

- 1、住宅性能証明書審査申請書
- 2、委任状
- 3、建設住宅性能評価書の写し（表面・裏面）※関西住宅品質保証(株)交付に限定
- 4、建築確認申請の検査済証の写し
- 5、登記簿の写し(家屋番号と所在地が確認できる)
- 6、付近見取図
- 7、配置図
- 8、申請住戸平面図、立面図
- 9、免震部定期検査報告書

■断熱等性能等級 4、一次エネルギー消費量等級の等級 4 以上、

又は、高齢者等配慮対策等級(専用部分)3 以上の場合

・以下、正・副の 2 部ファイルに綴じて提出

- 1、住宅性能証明書審査申請書
- 2、委任状
- 3、建設住宅性能評価書の写し（表面・裏面）※関西住宅品質保証(株)交付に限定、
又はフラット 35S の適合証明書の写し
- 4、建築確認申請の検査済証
- 5、登記簿の写し(家屋番号と所在地が確認できる)
- 6、付近見取図
- 7、配置図
- 8、申請住戸平面図
- 9、立面図

以上